

## 第4章 組物の意匠の拡充

### 1. 改正の必要性

#### (1) 従来 of 制度

##### ① 組物の意匠

意匠法第8条は「同時に使用される二以上の物品であつて経済産業省令で定めるもの（以下「組物」という。）を構成する物品に係る意匠は、組物全体として統一があるときは、一意匠として出願をし、意匠登録を受けることができる。」と規定している。

同法第7条は一つの物品について一つの意匠が成立するという「一物品一意匠」の原則を規定していたが、デザインの分野では、二以上の物品について全体的な統一感を持たせた創作が行われる場面も多い。

これを受けて、同法第8条は、物品一組（組物）全体として統一があるときは、一物品一意匠の例外として、組物の意匠として一つの意匠権を付与することを認めている。

##### ② 組物の意匠の要件

組物の意匠として意匠登録が認められるためには、下記2要件が必要となる。

#### (i) 「同時に使用される二以上の物品であつて経済産業省令で定めるもの」

組物の意匠の対象となる物品は、同時に使用される二以上の物品であつて、意匠法施行規則別表第2（第8条関係）に掲げる組物の品目に該当するものでなければならない。同表には、例えば、「一組の食卓用皿及びカップセット」（第15号）、「一組のディナーセット」（第17号）、「一組の応接家

具セット」(第21号)等が規定されている。

## (ii) 「組物全体として統一がある」こと

組物の意匠の対象となる物品群には、「組物全体として統一がある」ことが必要となる。具体的には、構成物品の形状等が同じような造形処理で表されている場合、構成物品が全体として一つのまとまった形状又は模様を表している場合、各構成物品の形状等によって物語性(組物を構成する物品に観念上共通する模様等を配することで統一感をもたらすこと)等の観念的に関連がある印象を与える場合等には、「組物全体として統一がある」とされている。

## ③ 組物の意匠と部分意匠

現行の意匠法第2条第1項は、「「意匠」とは、物品(物品の部分を含む。第八条を除き、以下同じ。)の形状…」と規定しており、組物の一部分については、意匠登録ができないこととなっている。

これは、部分意匠制度を創設した平成10年当時、意匠の出願件数が約4万件(平成30年は約3.1万件)に上り審査遅延が問題となっていたところ、組物の意匠にまで部分意匠を認めた場合、出願件数が急増し、更に出願の滞貨累積問題が深刻化するおそれがあったこと、組物の意匠の保護価値はその全体の組合せが有する美感にあり、部分に係る創作を評価する部分意匠の出願を認める必要はないことから、組物の部分意匠を認めないこととしたものである。

## 2. 改正の必要性

### (1) 組物の部分意匠の導入

#### ① 審査の効率化とデザイン戦略の変化

上述のとおり平成10年当時は、組物の部分意匠の導入を見送ったが、近

年、意匠審査の効率化や出願件数の減少に伴い、審査期間が大幅に短縮され（FA期間（出願から一次審査通知までの期間）について、平成10年度：約18か月に対し、平成30年度：約6か月）、意匠登録出願の滞貨累積問題が概ね解消されている。

また、昨今、電子商取引の増加に伴い、B to C分野の市場規模が急速に拡大するにつれて、商品の多様化が進み、商品の基幹部分は同一であるが、その細部について多様な形状等をあしらうものが増加してきている。企業のデザイン戦略としても、製品の基幹部分には共通の形状等を用いて、製品群一体としてブランド化を図る動きが加速している。

## ② 組物の部分意匠の導入の必要性

上記デザイン戦略の変化を受けて、組物の意匠についても組物を構成する物品の一部に特徴的なデザインを施したものについて、その部分の意匠に着目して組物の意匠として登録したいとのニーズが増えている。

これに対しては、物品の一部に特徴的なデザインをあしらった物品の組合せ全体について組物の意匠として登録すれば良いようにも思われるが、当該組物の意匠の非基幹部分の形状等を変更した模倣品を他者が販売した場合、当該組物の意匠とは全体として形状等が異なるため、当該組物の意匠の意匠権によってこれを排除することができない可能性が高い。また、物品の一部に特徴的なデザインを付した物品を組物としてではなく、個別に部分意匠登録をすれば良いようにも思われるが、組物を構成する物品一つ一つについて意匠登録が必要となるため、権利取得及び維持のための費用負担が過大なものとなる。

上記状況に鑑みれば、組物の部分意匠の登録を可能とする必要がある。

## (2) 建築物、画像の組物の意匠

今般の改正で、建築物及び画像を「意匠」の定義に追加したが（意匠法第2条新第1項）、建築物や画像についても、複数集まって全体として統

一がある意匠を構成することがある。組物全体として統一があるデザインを一意匠として保護するという組物の意匠の趣旨は、複数の建築物及び複数の画像が全体として統一があるようにデザイン創作が行われた場合にも当てはまるものである。

また、同時に使用される二以上の物品、建築物又は画像の「一部」に特徴的なデザインを施した場合であっても、その基幹部分が共通する形状等を有し、当該二以上の物品、建築物又は画像全体として統一感を持たせたデザイン創作が行われている場合には、上述した組物の部分意匠の趣旨が、同様に当てはまる。

## 2. 改正の概要

意匠法第2条第1項を改正し、組物の意匠についても、部分意匠の登録を認めるとともに、意匠の保護対象に建築物及び画像を追加することに伴い、同法第8条の「物品」を「物品、建築物又は画像」に改正することとした。

## 3. 改正条文の解説

### ◆意匠法第2条

(定義等)

**第二条** この法律で「意匠」とは、物品（物品の部分を含む。以下同じ。）の形状、模様若しくは色彩若しくはこれらの結合（以下「形状等」という。）、建築物（建築物の部分を含む。以下同じ。）の形状等又は画像（機器の操作の用に供されるもの又は機器がその機能を発揮した結果として表示されるものに限り、画像の部分を含む。次条第二項、第三十七条第二項、第三十八条第七号及び第八号、第

四十四条の三第二項第六号並びに第五十五条第二項第六号を除き、  
以下同じ。）であつて、視覚を通じて美感を起こさせるものをいう。

2・3 (略)

意匠法では、第2条第1項において、「〔意匠〕とは、物品（物品の部分を含む。第八条を除き、以下同じ。）の形状…」と規定されていたところ、今般の改正において、組物についても部分意匠を認めることとしたことから、同法第8条を除く旨の規定を削除することとした。

◆意匠法第8条

(組物の意匠)

第八条 同時に使用される二以上の物品、建築物又は画像であつて経済産業省令で定めるもの（以下「組物」という。）を構成する物品、建築物又は画像に係る意匠は、組物全体として統一があるときは、一意匠として出願をし、意匠登録を受けることができる。

今般、意匠の保護対象に建築物及び画像を追加することに伴い、建築物や画像についても、複数集まって全体として統一がある意匠を構成することがあることから、第8条の「物品」を「物品、建築物又は画像」に改正し、二以上の建築物又は画像であつて経済産業省令で定めるものを構成するものに係る意匠も、組物全体として統一があるときは、一意匠として出願をし、意匠登録を受けることができる旨を規定した。